

北葛はひとつ！
みんなの声を県政に！



奈良県議会議員(北葛城郡選挙区)

いぬい浩之

2013年8月号
<Vol.7>

県議会報告

<所属委員会>

総務警察委員会委員

子育て支援・少子化対策特別委員会委員

いぬい浩之事務所 北葛城郡広陵町大場91-3 Tel 0745(56)5999 Fax 0745(56)5849 URL www.inui-hiroyuki.jp/

活力ある郷土の発展を目指して

6つのテーマで代表質問 (6月議会)



後援会の多くの方々に傍聴をいただきました。とても励みになりました。



こんにちは。いぬい浩之です。連日、猛暑が続いております。くれぐれも熱中症に注意してください。

さて、さる6月28日に6つの代表質問を行いました。青少年健全育成条例が改正されたのを契機に、いま、問題となっている携帯電話等の適切な利用について荒井知事の所見を伺いました。また、県民の生命と健康を守るため、新型インフルエンザなどの感染症への備えについて県の行動計画策定への取り組み。

さらには、河川の美化対策や不毛田川の浸水対策について質しました。8月号では代表

質問の答弁を詳細にお届けします。また、わたしの代表質問に後援会の多くの方が傍聴していただいたこと、心より感謝申し上げます。県議会でもあまり例のないことのように、関係者の方々も驚いていました。なによりもわたしに大きな期待を寄せていることの証明だと思ひ、初心を忘れることなく、県政の発展と北葛4町の魅力づくりに取り組んでまいります。

引き続きのご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。

青少年の携帯電話等の適切な利用について

質問 ①

「いぬい浩之」携帯電話等の適切な利用を進めるため、青少年健全育成条例の改正を契機に青少年やその保護者などのように働きかけていくのでしょうか。

「荒井知事」携帯電話やスマートフォンは、大変便利な反面、その使い方を誤ると青少年が有害な情報に接したり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするリスクも伴っています。また、これらの機器には、過度の利用による弊害やながら歩きによる事故などの問題もあり、節度ある利用を進めていく必要があります。

このためには、携帯電話の利用について制度の充実とリテラシーの向上という両輪の取り組みが重要と考えています。今回の青少年健全育成条例改正案では、事業者によるリスクの説明を義務化し、フィルタリングの解除要件を厳格化するなど制度の充実を図ることとして

います。一方、リテラシーの向上については、平成19年度から県

県教育委員会、県警察、携帯電話事業者、PTA等が「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」を組織し、構成団体が一丸となって青少年や保護者向けの各種講習会を開催しているほか、学校現場においても入学説明会等の機会を通じて、フィルタリングの重要性や親子間でのルールづくりの必要性等について保護者や生徒への啓発を行ってきたところで、より一層の充実を図りたいと考えています。

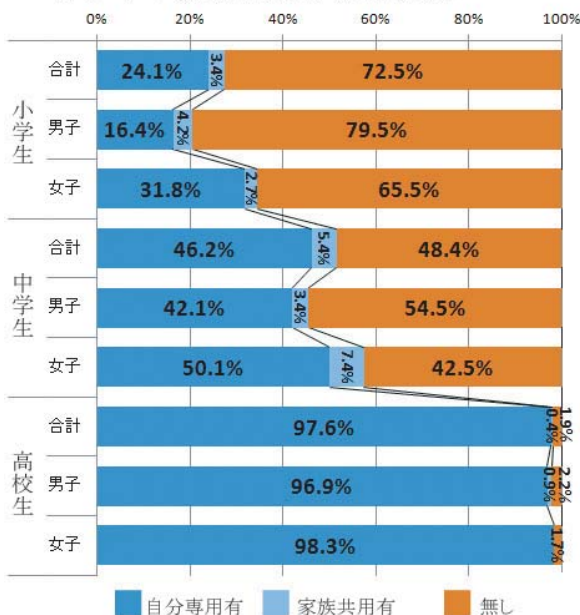
特に保護者や教職員に青少年のインターネット利用の現状をよく理解してもらい、今後の教育や指導に活かしてもら

うため、ゲームサイト運営事業者の協力を得て、子どもたちの間で流行しているゲームを実際にタブレット端末を使って体験するなど、その仕組みや潜在的リスクを知ってもらう講習会を実施することとしています。

さらに、中高生に人気のアプリケーションソフトの注意点やいじめ誹謗中傷の書き込みなどの情報を定期的に教職員に提供し、学校現場での情報モラル教育や生徒指導の充実に役立ててもらいたいと考えています。

このように関係機関、団体と連携した取り組みを強化して、青少年の携帯電話等の適切な利用を一層促進し、県内青少年の健全な育成に取り組んでまいります。

青少年の携帯電話等保有状況 (2012年内閣府)



インフルエンザはまず予防対策が大切です。厚生労働省や奈良県も予防の啓発に力を入れています。



外出の自粛、特別な予防接種の実施、臨時の医療施設の開設等の措置を盛り込んだ行動計画の策定が義務付けられているところです。

国においては、発生した新感染症の特性を踏まえ、様々な状況で選択可能な対応項目を備えた、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が、6月7日に閣議決定されました。

新型インフルエンザ等の備えについて

質問 ②

「いぬい浩之」県民の生命と健康を守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等行動計画」の策定が必要と考えているところですが、県の行動計画策定に向けた取り組みの現状について伺いたい。

「医療政策部長」 東南アジアを中心に流行している新型インフルエンザの国内流入に備え、各種対策の法的根拠を明確に

感染拡大抑制 行動計画策定

するため、国において、新型インフルエンザ及び同様の危険性を有する新感染症を対象とする危機管理法である「新型インフルエンザ等特別措置法」が昨年5月に制定され、本年4月13日に試行されたところ

県では、法施行後の5月9日に県医療関係者の会議を開催し、県行動計画の策定に向けた情報共有を行うとともに、有識者による奈良県感染症委員会を活用し、県庁行動計画の策定に向けた準備を進めています。

引き続き、関係医療機関、関係団体の協力を得るとともに、県民の皆様の見解も頂戴しながら、今年度末を目処に、県行動計画を策定するべく取り組んでまいります。

河川の美化対策について

質問 ③

「いぬい浩之」河川の美化対策については、河川の利用状況に応じて景観保全を目的とした維持管理の重点化やよりきめ細かな管理手法の導入を図る必要があると考えますが、今後、どのように取り組むのでしょうか。

「荒井知事」 河川は身近な自然であり、貴重な水辺空間です。県では、地域との連携・

協働により美しい川を次世代に残すことを目指して、7月の第3日曜日を「奈良県山の日・川の日」として制定しています。本年も川に親しむ様々なイベントや地域を連携した河川清掃を予定しています。これまでの

「地域が育む川づくり」への参加団体が増加中です

取り組みにより、地域との連携が深まっております。地域団体の草刈り等の活動を支援する「地域が育む川づくり事業」への参加数は、平成18年度の6団体から平成24年度は50団体と増加しています。

良好な景観を保全するための河川堤防の除草については、観光地の周辺区間や、堤防が水辺の遊歩道や通学路となっている区間、のべ約40kmを重点区間として選定し、年2回の草刈りを実施しています。

さらに、年間の草刈りや清掃、簡易補修などを包括的に発注する包括型契約を始めており、平成25年度は、秋篠川と飛鳥川でモデル的に実施しています。今後は、川辺のまちづくりや地域の愛護活動が盛んな区間など、一年を通して良好な河川環境が求められる区間に導入を拡げていくことを検討していきます。

広瀬川・不毛田川の浸水対策等について

質問 ④

「いぬい浩之」県は不毛田川上流部での流域調節池の整備やため池の治水整備を行っています。浸水被害は解消していません。今後、不毛田川の浸水対策にどのように取り組むのでしょうか。また、県道天理―王寺線のバイパス整備事業については、事業への理解が十分に得られていない地区もあります。長年の地元要望であった不毛田川流域の浸水対策と道路事業を一体的に計画・実施することで、

地元の理解が得られるのではないのでしょうか。「県土木マネジメント部長」 不毛田川については、河合町市場で大和川に合流しており、大和川本川の水位が上昇すると、不毛田川逆流防止樋門が閉鎖するため、浸水常襲地域となっています。県では、流域対策として、平成2年から不毛田川上流域の広陵沢池内で約5万1千平方メートル

ルの流域調整池を、平成6年から広陵町大野池内のため池を利用した計約1万8千平方メートルの貯留施設を2箇所整備しています。しかし、その下流部に未改修区間が残っており、流域調整池については、暫定的な運用をしていることから、十分な成果が発揮できていません。流域調整池下流部の未改修区間の整備に関しては、地権者からの協力が得られず、河川改修の設計、地元説明ができてい

「馬見丘陵公園」と周辺地域のさらなる魅力向上を

質問 ⑤



多くの来園でにぎわう馬見フラワーフェスタが今秋も開催されます。



[馬見の古墳群]

4世紀末から6世紀にかけて造営されたと見られる。古代豪族・葛城氏の墓域とみる説もある。この葛城地域には、古墳時代前期の中頃から有力な古墳の造営が始まり、前期中葉から中期には、墳丘長200メートルを超える規模の古墳が造営されています。

大型前方後円墳の分布により、大きく北群・中央群・南群の3群に分けられます。

「いぬい浩之」馬見丘陵公園及びその周辺地域を魅力ある中和の観光拠点とするため、馬見丘陵公園で美しい花や緑を楽しんで頂く取り組みを進めるとともに、その周辺地域の古墳や出土物を活用した取り組みを支援し、この地域のさらなる魅力向上を図る必要があると考えています。知事の所見をお願いします。

産と豊かな自然環境を有しています。これらと調和を図りつつ、整備された花のメッカ馬見丘陵公園を中心として、中和地域の観光や地域振興の拠点となる十分な魅力があると認識しているところです。

また、多くの人に楽しんでいただいている「馬見フラワーフェスタ」を、今年の秋も引き続き実施いたします。今年度は新たなイベントとして、6月7日から3日間、「馬見花菖蒲まつり」を開催いたしましたところ、天候にも恵まれ、3日間で約2万人の来園をいただきました。

このように馬見丘陵公園では、四季を通じて美しい多くの花により、人々を魅了するとともに、花を生かしたイベントの開催により、県内だけでなく、近隣府県からもさらに多くのの方々に来園頂ける中和地域の観光拠点としてしっかりと取り組んでまいります。

古墳の整備や出土物の展示などによる文化財を活用した観光振興・地域振興については、県としても積極的に進めていく方向と基本的に考えております。また、このことから市町村等が歴史博物館などの展示施設の整備や文化財の公開・PRを進めて行かれることは、地域の魅力向上に資する大変重要なものと考えます。今後とも市町村に対しては学術的な支援を含め、国庫補助の活用等についても積極的に助言していく所存です。

第二浄化センター敷地の有効利用と維持管理

質問 ⑥



第二浄化センター

「いぬい浩之」第二浄化センターに山積みされている土砂を移動させることで生じる土地を有効利用し、多目的広場を整備することができると考えますが、どうでしょうか。

「県土木マネジメント部長」補助金等により取得した、下水処理等の事業予定地及び未利用空間については、本来の目的を妨げない範囲で使用する場合、いわゆる「補助金適正化法」により国への承認申請が必要となります。

承認条件としては、下水道施設の維持管理に支障がないこと、増設・改築計画等の将来計画と整合が図られていることなどとなっております。

第二浄化センターでは、「第二浄化センタースポーツ広場」として、プールやテニスコート、グラウンドなどの都市公園が整備されていますが、これらは緩衝緑地において目的外使用承認を得たうえで設けられています。

（ご指摘の場所は、水処理計画及び高度処理計画予定地であり、将来、汚水の沈殿池や生物反応槽の整備が予定されています。

現在、借り置きされている盛土は、下水処理の維持管理に必要な空間が確保され、かつ将来の工事及び維持管理の支障にならないことを理由に使用が暫定的に承認されているものです。

参考となる事例として、大和郡山市にある浄化センターでは、緩衝緑地に設けられた都市公園である浄化センター公園に隣接する形で、下水道施設の事業予定地を自由広場に使用しているケースがあります。

第二浄化センターについても、将来の下水道整備計画を見つづ、浄化センターの事例も参考にして、今後、検討してまいります。

「いぬい浩之」緑地を含め、施設を適切に管理すべきではないでしょうか。

「県土木マネジメント部長」第二浄化センターでは、場内施設を視覚的に遮蔽すること及び、周辺景観との調和を目的として、外周約2.5kmにわたって緑地を設置しています。これら緑地では、年1回除草、樹木の剪定など維持管理を行っています。

（ご指摘の入り口付近の樹木については、今年8月末までに剪定を予定しています。利用者の安全を確保できるように、関係町とも協議して、適切な維持管理に努めてまいります。

平岡仁氏が退任

お疲れさまでした。

3期12年にわたり、広陵町を牽引してこられました平岡仁氏がこのほど任期満了により退任されました。

町職員の時代から数えて50年にわたり、粉骨碎身の努力で広陵町の発展に務められました。強いリーダーシップで、

行財政改革やクリーンセンターの建設、さらにはパークゴルフ場など、その功績は多岐にわ

たります。退任式が開催されましたが、町民の政治を貫いた平岡氏を慕う町民約1200人が駆けつけ、別れを惜しみました。わたしも来賓として招かれ僭越ながらごあいさつの機会をいただきました。

学びました。そして県会へとおしあげていただいたのも平岡氏のお力添えがあったからこそです。本当に長い間お疲れ様でした。これからも広陵町の行く末を見守っていただきますと思います。

このような機会をいただいたのもまた、平岡氏のおかげです。町会議員の頃、本当に平岡氏から多くのことを

また、平岡氏の広陵町に寄せる思いは、山村吉由新町長に引き継がれることとなりました。わたしも広陵町の発展に向け、精進してまいります。



活動アルバム

平井王寺町長とまちづくりについて話しました。

山村新町長と懇談しました。

浩友会（あるこう会）に約130人の方の参加をいただきました。

堀井いわお氏の4町合同演説会に参加。ガンパロー！コールで氣勢をあげました。

広瀬川の増水対策を要望していきます。